

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年10月8日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 8件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	荒浜側洗濯設備乾燥機(A)(B)(C)の点検時、乾燥機内所内蒸気戻り系凝縮水排水装置の出口配管ねじ込み部に管理値を超える減肉を確認した。当該配管を修理。	
2	4号機	復水器ホットウェル出口導電率記録計の動作不良を確認した。当該記録計を点検・修理。	
3	5号機	大湊側洗濯設備建屋地下1階にある計装用圧縮空気系分岐箱において、配管固定用留め金の破損を確認した。当該部を点検・修理。	
4	5号機	ホットシャワードレン系収集タンク(A)液位計の点検時、計器用ドレン配管に詰まりを確認した。当該配管を清掃。	
5	6号機	換気空調補機常用冷却水系冷凍機(D)潤滑油圧力調節弁の継ぎ手部に油にじみを確認した。当該弁を点検・修理。	
6	6号機	コントロール建屋地下1階(非管理区域)における壁面の穴あけ作業時、穴あけ装置の冷却水排水が近傍にある構内PHS基地局にかかり破損させたことを確認した。当該基地局を点検・修理。	
7	7号機	軽油タンク(B)用泡消火設備の動作確認時、原液槽上部フランジボルト(計16箇所)部から泡漏れを確認した。当該ボルトを増し締め済み。当該部を点検・修理。	
8	7号機	コントロール建屋計測制御電源盤区域(B)送風機(B)用電動機の点検時、軸受支持部の嵌め合い寸法が管理値を超えていることを確認した。当該部を修理。	